

部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

部活動については、学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにすること」と位置付けられている。

少子化が進み、学校規模が小さくなっていく中、将来にわたって生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくためには、部活動の改革に取り組む必要があり、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備していくことが求められている。

加えて、令和6年12月には、部活動改革に伴い学習指導要領解説の一部が改訂され、学校と地域クラブの連携、部活動の位置付け(部活動は法令上の義務として行われるのではなく、学校の判断により実施しないこともあることなど)、多様な生徒やニーズへの配慮などについて新たに追記された。

本校においては、このような全国的な部活動に関わる状況の変化を踏まえながら、次年度も引き続き、複数校合同チームや学校間連携方式、多種の外部人材活用などの札幌市の制度を活用するとともに、地域クラブとの連携を図る中で、子どもたちの活動機会をできるだけ奪わないように対応していきたい。

(1)部活動の価値

- 部活動は、スポーツ・文化芸術活動に興味・関心のある同じ志をもつ生徒が自主的・自発的に参加し、各顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の支援により、日本のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、かけがえのない教育的意義を有してきた。

(2)時代の変遷

- 年々、少子化や学校の小規模化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、本校においても現状の部活動の存

続が年々難しくなっている。

- 同時に、部活動の指導を希望する教員の減少や教員の高齢化、教員不足が常態化している中、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務める指導体制を継続することは持続可能とは言えず、大切な部活動を継続していくためにも改革が必要である。

(3)部活動を維持していくための工夫

- このような中であっても、生徒の部活動を維持継続し、豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関する改革に取り組む必要がある。スポーツ庁、文化庁では、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備するために令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定している。
- 本校としても、このような部活動改革の流れを踏まえた上で、国や札幌市の考え方に則り、生徒にとって貴重な学びの場である部活動を将来にわたって維持・継続していくために次のような対応を検討していく必要がある。
- スポーツ庁・文化庁から示された令和4年12月のガイドラインから
 - ◇ 学校、教育委員会の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。
 - ◇ 教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
 - ◇ 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とまらないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
 - ◇ 「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
 - ◇ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。
- 札幌市教育委員会の部活動の方針から
 - ◇ 学校は本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、部活

動の改革に取り組む。

- ◇ 札幌市学校教育を踏まえた教育課程との関連を図った活動を通じて、札幌市が目指す人間像の実現に努める。

2 開設する部活動

- ・ 野球部
- ・ 硬式テニス部
- ・ サッカー部
- ・ 卓球部(夏の中体連終了後廃部)
- ・ バスケットボール部
- ・ バドミントン部
- ・ バレーボール部
- ・ 吹奏楽部
- ・ 美術部

3 運営のための体制整備

- ・ 部活動に係る活動方針の策定とホームページ等での公表
- ・ 体育文化振興会の規約や運営資料のホームページ上での公表
- ・ 各部の活動方針一覧のホームページ上での公表
- ・ 各部の年間活動計画(活動方針、活動・休養日・参加予定大会の日程等の作成)
- ・ 教員以外の部活動指導員、特別外部指導員、外部指導者の積極的な活用を促し、保護者に対しても各部の運営への理解と協力を促す。
- ・ 部活動顧問は、保護者との情報交換の機会を設けるよう努め、活動方針や活動内容についての共通理解が図られるように努める。
- ・ 入部希望者が少ない部の段階的な廃部について検討する。
 - ※ 原則として、一つの学年の新入部員が5名未満となった場合は、複数校合同チームや学校間連携方式などの制度を活用するなどしながら、当該生徒・保護者と共に段階的に廃部とすることを検討する。
- ・ いわゆる個人部を原則として廃止する。
 - ※ 原則として、学校内で実質的な活動を行っていない中体連種目については、教員が引率だけを行う個人部としても設置せず、当該生徒が所属する地域クラブ活動から大会等に参加する。ただし、所属する地域クラブ活動から中体連大会に参加できない場合については、当該生徒が中体連大会へ参加できない状況となることから、当該生徒・保護者と共に教員の最低限の引率について検討する。
- ・ 部活動の運営については、複数の部活動顧問の配置に努め、部活動顧問以外の教職員においても可能な限り、部活動運営に協力できる体制を整える。
- ・ 部活動顧問会議を適宜開催し、各部の連携を図ることのできる体制を構築するとともに、教育活動として意義ある部活動指導の在り方について研修を深める。

4 指導・運営に当たっての留意点

(1) 安全の確保と事故防止

- ア 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、活動における事故等の発生時の対応手順について確認しておく。
- イ 部活動顧問は、専門的知見を有する各教科担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 熱中症、感染症への対応

- ア 熱中症事故の防止の観点から、これまでの札幌市の通知や気象庁の高温注意情報、熱中症警戒アラートや暑さ指数等を参考に、高温や多湿時において、部活動(大会、練習試合等も含め)が予定されている場合については、活動の配慮、延期や中止等の対応をするよう、部活動顧問等に指導を徹底する。
- イ 部活動顧問は、生徒が活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を行うなど、健康管理を徹底する。また、万一、熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) バランスのとれた活動

- ア 部活動顧問は、部活動には様々な競技力や技術力をもった生徒が集まり、多様な技能レベルや多様なニーズがあることを理解した上で、参加するどの生徒にも、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営を心掛ける。
- イ 運動部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害や外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をする。
- ウ 文化部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効果的・効率的なトレーニングの導入等により、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をする。

(4) 女子の指導上の配慮

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(利用可能エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

5 部活動の活動基準

- ・ スポーツ庁、文化庁のガイドラインに示された活動基準を順守する。
- ・ 札幌市教育委員会の部活動の方針に示された活動基準を順守する。

【札幌市立学校における部活動活動基準】

1. 少なくとも月に 1 回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
2. 毎週、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)のいずれかを休養日とする。
3. 少なくとも週に 1 日は、平日に休養日を設定する。
4. 通常の活動時間は、長くとも平日 2 時間程度とする。
5. 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも 3 時間程度とする。
6. 長期休業期間中の休養日の設定は学期中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
7. 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。

※ 過重な活動とならないよう留意する。

※ 参加する試合や大会、コンクール、発表会、地域の行事、催し等については、教育上の意義や、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないことを考慮して、精査する。

- ・ 朝の練習と放課後の練習を両方行う場合は、合計した活動時間をもって、活動時間と考え、過重な活動とならないよう留意する。
- ・ 大会やコンクール、地域の行事・催しへの参加等で活動時間が超過となる場合は、他の日にその分の休養日、休養時間を振り替える。(1週間の活動時間は、11時間程度であることに留意する。)

6 その他

- ・ 部活動の在り方については、従来の形から持続可能な形への移行を目指している過渡期にあり、札幌市内を含め、全国的に様々な動きが見られる。本校としても、引き続き、全市的な状況も見ながら、単一の学校による部活動の実施にこだわることなく、生徒のスポーツ・文化活動を持続可能としていくことを前提として、関係する生徒、保護者と共に部活動の在り方について継続して検討していく。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）